

継承されなかった私有財産のゆくえ
---前近代中央アジアにおける私的所有権と国家---

磯貝 健一

(京都橘女子大学非常勤講師、イスラーム期中央アジア史)

1. はじめに

本報告は、16世紀から18世紀の中央アジアにおける所有の在り方を、個人の所有権に対する国家の側の介入という問題のなかで検討しようとするものである。本来、ある時代、地域の所有の在り方を論ずるとする場合、当然のことながら動産と不動産、さらには動産の一形態としての奴隷や家畜にいたる、あらゆる所有対象を考察の範囲内にふくめるべきであろう。しかしながら、本報告で検討されるのは、定率制のハラージュ(kharaj-i muqasama)を課せられる農地(以下、「ハラージュ地」と呼ぶ)の所有という問題に限られる。これは、報告者の知識の偏りによるものでもあるが、一方、中央アジアの場合にかぎらず、前近代のイスラーム社会において、ハラージュ地がもっとも一般的な資産の形態であったという理由にもよっている。

なお、本報告で「イスラーム法」という場合、それは前近代の中央アジアで支配的であったハナフィー派イスラーム法学の体系が含意されている。

2. 史料としての法学書、法廷文書

ところで、歴史上のある空間における所有の在り方を検討するという場合には、どうしてもその空間内で支配的であった「法」の規程を議論の対象に含めざるをえない。ところが、イスラーム社会にかかわる場合、この「法」の扱いはとりわけ厄介な問題となる。というのも、学派ごとに微妙に相違するとはいえ、本質において均質なイスラーム法がイスラーム世界全体を覆っていたために、各時代、地域で作成された法学書や法廷文書は、必然的にその内容や形式が似通ったものになってしまうからである。つまりは、法学書や法廷文書からは、容易に時代性や地域性を抽出することができないということになる。この特質は、たとえばイスラーム世界の普遍性を明らかにしようとする場合にはプラスに作用するだろうが、逆にイスラーム世界の内部に存在する地域性を考察の対象とする場合にはマイナスの要素となる。

ただし、個々の法学書で展開される理論や、各時代、地域の法廷文書に独自の要素がまったくあらわれないわけではない。そして、このような独自性は当然のことながら、各地域における歴史の展開に由来している場合が多い。後述する18世紀中央アジアの土地区分論も、それ以前の2世紀間にわたって当該地域で展開した社会

的变化に対応して成立したものである。つまり、法学書や法廷文書は、それ自体としては地域性を解明するための史料とはなりにくい、これを歴史的文脈の中に位置付けることによって、相応の史料価値を獲得するのだといえよう。

3. 継承と非継承というふたつの局面

さて、多くの場合、私有財産は売買により獲得、あるいは譲渡され、さらに、蓄積された私有財産は相続により継承されていた。売買や相続の遂行の際には法廷で証書が作成され、これらの証書は所有権の所在を示す証となるのが当事者によって期待されていた。証書に捺されたカーディーやムフティーの印章は、この「期待」を表現するものにほかならない。

一方で、せっかく蓄積された私有財産が継承されず、国家により接收される場合もありえた。先に予告したように、ここからは議論の対象をハラージュ地に限定したうえで話を進めてゆこう。

ハナフィー派法学は、国家によるハラージュ地接收の契機としてふたつのケースを想定している。第一のケースは、ハラージュ地所有者が、相続人が誰も居ない状態で死亡する場合である。このケースでは、接收された物件にたいする故人の所有権が消滅するのは当然であり、法律上の問題もない。ところが問題は第二のケースで、ハラージュ地所有者にハラージュ納付能力が欠如していることも、国家によるハラージュ地接收の契機と成り得るとする学説が、ハナフィー派法学には存在しているのである。この場合、所有者はまだ生存しているか、あるいは、すくなくとも死亡していると確認されていないことが前提とされているので、ハラージュ地に対する所有権の所在が法律上の問題とならざるをえない。ちなみに、これら二つのケースの各々において接收されたハラージュ地は、法律上同一のカテゴリーに属し、両者の間に区別はない。

こうして国家により接收されたハラージュ地は、たとえば、マムルーク朝期からオスマン朝期にかけてのエジプトでは *ard al-hawz* と称されており、一方、中央アジアでは *mamlaka* と呼ばれていた。ところで、従来、研究者達はこの *mamlaka* という語に対して「国有地」という訳語をあてていた。だが、後述するようにこれは *mamlaka* の内実にならずしも合致しない訳語であり、ここでは *mamlaka* に「接收地」という訳語をあてることにする。

4. 国家の側から見た接收地---16世紀初頭の場合---

接收地に関わる法学説の検討に入るまえに、ここで、イブン・ルーズビハーンの回想録『ブハラ客人記 *Mihman-nama-yi Bukhara*』におさめられる接收地関連のエピソード

ソードを紹介しておきたい。1509年4月21日、サマルカンド郊外にあったシャイバーニー・ハーン(当時、中央アジアからホラーサーンを支配していたシャイバーン朝の大ハーン)は、当該地域に散在していた接收地の処理について、イブン・ルーズビハーンを含むウラマー達と協議した。問題の接收地とは、もともとこの地域の住民達の私有財産だったものが、所有者が逃亡したために30年以上にわたって放置されつづけ、小作に出されることもなく荒れ放題になり、税収もなかった土地であったという。

さて、シャイバーニー・ハーンの意向はつぎのようなものであった。すなわち、これらの土地に設定されたままになっている所有権を破棄したうえで、これを死地(mawat、所有権と使用価値がともに存在しない土地)とみなし、それを開墾する者は新たな所有者として認定する、というのである。所有者(malik)さえ把握できていれば、これらの土地からの税収も確保される。すなわち、シャイバーニー・ハーンが目指したものは、土地を没収して国庫に編入することではなく、国家により掌握可能なあらたな所有者を創出し、そのうえで安定した税収を確保することなのであった。

ところが、この目論見はウラマー達の反対に遭い、挫折してしまう。彼等の言い分はこうである。問題の土地に設定されている所有権を破棄することは法律上不可能である。また、そもそもこれらの土地が放棄されたのは過重な賦課によるものだから、所有者が判明している場合には、税額を軽減してその者の帰還を促すべきである。一方、所有者が不明ならば、当面のあいだ君主がこれらの土地を小作に出し、いずれ本来の所有者が現れたならば、小作料相当分をその者に返却すべきである、と。結局、シャイバーニー・ハーンがウラマー達の意見を受け容れることで、この協議は決着した。ちなみに、所有者ないしその相続人の存在が推定される場合、接收地に設定されたままになっている所有権はできるだけ保護すべきであるという意見は、後述するようにハナフィー派法学の接收地理論の基本線となっている。

ところで、ここで重要なのは、16世紀初頭の段階では国家は必ずしも接收地の国庫編入を積極的に意図していたわけではなかったという点である。それでは、所有者の納税能力の欠如により接收地となった土地とはどのようなものだったのだろうか。この問題を議論するうえでまず考慮すべきは、当時の中央アジアにおける広汎な自作農経営の存在を示す積極的な証拠は何一つ存在していない、という事実であろう。つまり、農地は一握りの富裕層によって所有されており、実際の耕作者はほとんどが小作人であったと想定されるのである。ならば、所有者の納税能力の欠如により接收地となった土地というのは、じつは、「経営能力の欠如」により所有者が小作契約に応ずる一定数の農民を確保できず、結果として耕作者のいないままに荒れ果ててしまった土地なのだと考えられる。

この推定が正しければ、確かに国家にとってこのような土地を集積することにメ

リットはなかったはずである。一旦荒廃した農地をふたたび開墾するためには莫大な費用がかかる。それよりも、財力のある経営者を募って接收地の開墾を委ね、そのうえでこの人物を新たな所有者と認めて安定した税収を確保する方がはるかにメリットは大きいのである。シャイバーニー・ハーンが打ち出した接收地処理の方針は、このように解釈されるべきだろう。

5. ハナフィー派法学の伝統的接收地理論

さて、イブン・マーザ(1174 没)の『ムヒート・ブルハーニーMuhit Burhani』によれば、ハナフィー派法学において接收地は以下のように処理されることになっている。

賃貸借契約(ijara)ないし分益小作契約(muzara'a)により第三者へ小作にだす。この場合の賃料は、問題の土地に通常課されるハラージュ額より多めに設定されねばならない。本来の所有者が現れた際には、この賃料から本来のハラージュ額を引きさった残額がこの人物に支払われ、土地そのものも返却される。

第三者に経営を委託する。問題の土地の小作を請け負う人物が見出されなかった場合、第三者に土地の経営を委託する。この場合、問題の土地に課されるハラージュの額は、通常のハラージュ額より多めに設定されねばならない。本来の所有者が現れた際には、両者の差額がこの人物に支払われ、土地そのものも返却される。

第三者に売却する。問題の土地を第三者に売却し、これによって獲得された対価から一定額をハラージュの用途にまわし、残額は本来の所有者が現れた場合、彼に支払うべき補償金として取り置く。当然、この場合には本来の所有者の所有権は消滅する。

なお、君主による接收地の売却が可能であるとする説の根拠は、「君主は全ムスリムの監督者(nazir)である」という概念である。

伝統的な理論では、あくまで本来の所有者の所有権は保護されている。ただし、相続人の欠如により接收された財産については、当然こうした保護はなされない。また、接收地にかかる税率は、私有財産であるハラージュ地にかかる税率よりも高いことがわかる。そして、君主に接收地の売却をみとめる学説は、16世紀以降の中央アジア史の展開にとってきわめて大きな意味をもつことになる。

6.18 世紀中央アジアの土地区分論

さて、上述の接收地理論は、ハラージュの課税、徴収に関連する諸規定を説明する長大な「ハラージュの章」の中に、付随的に取り込まれていたものにすぎない。そして、私有財産であるハラージュ地を基準としながらその課税、徴収規程を叙述する「ハラージュの章」においては、接收地は特殊なハラージュ地としての位置づけを与えられていた。ところが、18世紀後半のブハラで作成された土地区分論、『ハビーブのための論考 al-Risala al-Habibiya』では、この接收地を基準としながら様々な土地範疇にたいして法学上の定義付けがなされている。以下、『ハビーブのための論考』に示される土地区分論の概要を述べてゆこう。

イスラーム法上、あらゆる土地は、ハラージュ地とウシュル地の2種類に分かれる。さらに、ハラージュ地は定額制(mu'azzaf)のハラージュ地と定率制(muqasama)のハラージュ地とに分かれる。さらに、定率制のハラージュ地は接收地(mamlaka)、免税私有地(milk hurr khalis)、私有地(mamluk kharaji)に分かれる。このうち、免税私有地(milk hurr khalis)と私有地(mamluk kharaji)については、物自体(raqaba)の売買、贈与が可能である。

接收地(mamlaka)とは、所有者の死後、相続人不在のために「すべてのムスリムの権利(haqq-i `amma-yi muslimin)」となった元私有地(免税私有地をふくむ)のことである。接收地にはハラージュとウシュルが同時に賦課されるが、このウシュルとは「すべてのムスリムの管財人(mutawalli-yi `amma)」たる君主の「管財人手当(haqq al-tawliya)」という意味をもつ。

「すべてのムスリムの管財人(mutawalli-yi `amma)」たる君主は、軍人、官僚にたいする俸給として、接收地を一時的、ないし恒久的に賜与する権利をもつ。ここで恒久的に賜与された場合、接收地は受領者の私有地(mamluk kharaji)に転化する。

「すべてのムスリムの管財人(mutawalli-yi `amma)」たる君主は、接收地を売却する権利をもつ。売却された接收地は、買い手の私有地(mamluk kharaji)に転化する。さらに、君主と買い手の間で合意があれば、両者はこの私有地(mamluk kharaji)から免税私有地(milk hurr khalis)を作成することができる。これは、私有地(mamluk kharaji)を1:2の割合で二分割し、前者(全体の1/3)を買い手の免税私有地(milk hurr khalis)とする一方、後者(全体の2/3)のステータスを接收地にもどし、君主に返還するというものである。

この土地区分論については、後日研究会の場で詳しく説明することとし、ここでは次の二点のみを指摘するにとどめる。まず、この理論では、接收地の本来の所有者の権利は完全に破棄されている。つぎに、この理論においては、接收地は軍人、官僚への俸給源として、また、免税私有地の供給源として、積極的な意味を付与されていることである。

先に述べたように、すくなくとも 16 世紀初頭の段階では、税収の確保が困難で、しかも過去に設定された所有権を簡単に破棄することもできない接收地は、国家の側からしてみればきわめて扱いづらい財産であった。ところが、16 世紀から 17 世紀にかけて、接收地は軍人、官僚の俸給源として再利用されるようになっていった。これは特定の接收地を個々の軍人や官僚に割り当て、そこから本来徴収されるはずの税額を彼等の俸給とするものであるが、一方で、俸給として割り当てた接收地の経営に対して、国側はまったく責任を持たなかった。極論するならば、すくなくとも制度上は、君主はどうしようもない荒地を臣下に押し付けてもよかったわけで、その荒地から所定の俸給分に相当する収入が得られるかどうかは、受領者個々人の経営努力に委ねられることになったのである。

ところで、接收地の受領者は所定の俸給額を獲得するために、この土地を自分の責任において経営せねばならなかったわけだが、割り当てられる接收地がたびたび変更されるようでは経営に支障をきたすことになる。当然、受領者は同一の接收地を長期にわたって占有することを期待したのであろうし、また、逆に長期にわたる占有と経営を通じて、受領した接收地と受領者の間に密接な結び付きがうまれたことも予想される。

接收地の本来の所有者の権利を完全に破棄し、一方で君主に接收地の恒久的な賜与、ないし売却をみとめる 18 世紀の理論は、このような歴史的現実に対する法学者側の回答であったとみなされるのである。

7. 前近代中央アジアにおける所有の在り方

ところで、所有者が相続人をのこさず死亡した場合はべつとして、私有財産であるハラージュ地接收の指標はきわめて曖昧である。法学者によれば、所有者側の納税能力の欠如が接收の指標とされるわけだが、その場合でも、なにをもって納税能力の欠如と定義するのかが明記されていない。さらに、所有者が自分の土地にとどまっている場合でも接收は行われ得るのか、それとも、所有者が逃亡した場合のみそれがおこなわれるのか、といったことも明確ではない。反面、このことは、所有者の側にすこしでも隙があるならば、国家はその所有権に介入することが可能であったことを示唆するものでもある。そして、過去に設定されていた所有権を無視する一方、君主による接收地の自由な処分をみとめる理論があらわれた時期におい

ては、個人の所有権はきわめて不安定なものとなっていたはずである。ただし、法律上はすくなくとも所有者がハラージュを納付し続けている間は、ハラージュ地が接收される恐れはなかったことになる。結局は、ハラージュ地に課せられたハラージュを滞りなく納める、という当たり前の行動が所有権を確保するための決定的要因だったわけである。

各種証書が個人の所有権を確立するための有効な手段たり得たことは言うまでもない。しかしながら、当時はなほだ曖昧な指標によって私有財産が接收されてしまう可能性のあったことを考慮にいれるならば、現実には証書だけで個人の所有権を守り通すことは困難であったにちがいない。個人の所有権を守り通すためには、証書を保持する一方で、実際にハラージュを納付しているという状態を維持しつづけることが不可欠であった。けれども、それは簡単に実現できるようなものではなかった。当時、農地にはハラージュのほかにも様々な税目が賦課されており、じつはこれらの額外課税のほうがハラージュそのものよりも過酷なものであった。さらに農業用水と小作人の確保にも一定の困難が付きまとっていたであろう。安定した農地経営を実現するためには、所有者側に多大な経営努力が要求されたのである。そして、その経営が破綻したとき、私有財産は容易に接收地のステータスへと落ち込んでしまうのである。

参考文献

磯貝健一「一七世紀初頭ブハラの子地蘇生文書について」、『史林』82-2、1999、pp. 32-68.

B. Johansen, *The Islamic Law on Land Tax and Rent*, London-New York-Sydney, 1988.